

小型除雪機を無償貸与

近年智頭町では、共助による地域除雪の普及・定着を図るため、コミュニティ組織に対する支援として、小型歩道除雪機の貸与を行います。



支援内容

町の除雪計画となっていない生活路線や、高齢者の家庭の除雪をボランティアで取り組むコミュニティ組織等に対し、小型歩道除雪機を無償で貸与いたします。

貸与する除雪機 2台（1組織につき1台）

貸与時期 11月下旬頃

維持管理 地元集落

申請期限 6月29日（金）午後5時まで
役場地域整備課必着

審査・決定 町が申請内容を審査し、貸与組織（集落）を決定します。

申請書・実施要綱等についてはHP又は役場地域整備課にて配布しますので、申請を希望する組織の代表者は、役場地域整備課（役場2階）までお越しください。

【問合せ先】 役場地域整備課 安東
☎75-4113

智頭町道路愛護事業

本町では、皆さんで組織する団体が、町で管理している道路等の維持管理活動を実施する際に町が支援することにより、土木施設の愛護思想の普及及び環境保全を図るとともに、地域活性化に寄与することを目的として支援を行います。実施される前に申請が必要です。詳しくは役場地域整備課へ問合せください。

活動内容の例

- ・道路の舗装修繕、清掃、除草又は植栽管理
支援内容の例(上限:1団体あたり3万円/年)
- ・参加者 100円/人・時間
- ・草刈機等 100円/台・時間
(燃料を消費する機械及び器具)

【問合せ先】 役場地域整備課
☎75-4113

智頭町木造住宅無料耐震診断

木造一戸建て住宅の所有者で、耐震診断の実施を希望する人に、耐震診断を行う技術者（民間の建築士）を無料で派遣します。

対象となる建築物

- ・本町内に建築されているもの
- ・木造一戸建て住宅（店舗等を兼ねるものは、店舗等の部分の床面積が延べ床面積の1/2以下）
- ・昭和56年5月31日までに建築されたもの（昭和56年6月1日以降に増築工事を行っている場合は対象外となります）
- ・在来軸組構法、伝統的工法または枠組壁構法で建築されたもの（プレハブ工法、丸太工法などは対象外）

募集期間 7月2日（月）～7月31日（火）
※先着5戸程度

※無料耐震診断事業の対象になるか、事前に窓口へ相談ください。

その際、できれば位置図、申請建物の建築年月日が確認できるもの（確認済証、登記事項証明書等の写し等）、建物の所有者が分かる書類（登記事項証明書の写し等）、固定資産税課税明細書を用意ください。

【問合せ先】 役場地域整備課
☎75-4113

精神障がい者家族相談ダイヤル

誰にも言えないつらい思い、不安な気持ちなど同じ思いを抱いている家族のための電話相談です。相談は、鳥取県精神障害者家族会主催の家族相談援助研修会を受講した人が対応します。同じ思いを知っている者（家族）の立場に必要な助言などを行います。秘密は堅く守り、相談は匿名でも受け付けます。

【相談専用ダイヤル】

☎090-3880-3498

毎月第1・第3木曜日 午後1時～4時

【問合せ先】


鳥取県精神障害者家族会連合会 事務局
☎0857-21-3031

各種予防接種についてのお知らせ

平成 30 年度の変更点

日本脳炎 2 期の対象者	
平成 29 年度	平成 11 年度生まれの未接種者 平成 17・16 年度生まれの 1 期接種が完了している者 平成 20 年度生まれの 9 歳になった者
↓	
平成 30 年度	平成 12 年度生まれの未接種者 平成 15 年度生まれの 1 期接種が完了している者 平成 21 年度生まれの 9 歳になった者

継続する任意予防接種費用助成制度

予防接種の種類	対象者と助成額	持参するもの
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	対象者：1 歳以上中学 3 年生までの者に 1 回 助成額：2,100 円	印鑑、母子手帳
風しん及び麻しん風しん混合	対象者：妊娠を希望する女性のうち風しん抗体価の低い者 助成額：全額助成	印鑑、風しん抗体価が低いことが証明できるもの
	対象者：妊婦の夫 助成額：全額助成	印鑑、妊婦の夫であることが証明できる母子手帳

※任意予防接種費用助成制度は税滞納がない世帯が対象になります。希望者は**接種前に**福祉課に申請をしてください。

【問合せ先】保健センター福祉課 保健師
☎ 75-4101

ちづ特産村開催しています！

毎週火曜日に智頭の野菜や花、加工品等を販売します。

時間 午前 9 時からお昼ごろまで

場所 町民グラウンド内 特産村

【問合せ先】特産村事業運営代表 木村

☎ 080-1901-9657



地域の防災活動を 応援する事業を新設しました！

本町では、平成 30 年度から地域の防災活動を支援することを目的として自主防災組織、集落、自治会や町内会に対して必要な経費を助成する事業を新設しました。

事業名 智頭町みんなで取り組む防災活動支援事業

対象となる経費

- ・集落等の防災計画策定に必要な経費
- ・防災計画に必要な機器等の導入経費
- ・その他、生活を守るための事前の防災に関する取り組みに必要な経費

実施主体と町補助率

自主防災組織 5 / 6
その他の組織 1 / 2

補助限度額

自主防災組織 50 万円
その他の組織 25 万円

【問合せ先】役場総務課 藤内

☎ 75-4111

集落の防犯灯設置を 補助する事業を行います！

この事業は、防犯灯を設置しようとする者に対して設置費用の一部を補助することにより、防犯環境の整備による犯罪のないまちづくりの推進を図ることを目的したものです。

事業名 智頭町防犯灯設置費補助金事業

補助対象「防犯灯及び灯火カバー」

- ・防犯灯を新設するのに要する経費の 1 / 2 但し、上限を一基あたり 10,000 円とする。
- ・同一年度に 1 回限りとし、1 回の設置基数の上限を 2 基までとする。
- ・設置者は集落及び町内会を対象とする。（個人申請不可）

【問合せ先】役場総務課 白間

☎ 75-4111